

住宅宿泊事業法違反者の公表について（令和 7 年 10 月 12 日更新）

住宅宿泊事業法第 16 条の規定により、新宿区が住宅宿泊事業法違反者に対し、不利益処分等を行った件について、現在、該当はございません。